

■協働事業提案制度の見直し

〈事業概要〉

市民・地域コミュニティ団体又は市民活動団体が、市と役割分担して行う協働によるまちづくり事業を提案することができる制度。提案事業に対して1事業100万円を限度に経費の4分の3に相当する額を市が負担

〈現行制度の課題〉

- ・市の予算措置が伴うものは既に予算化し継続的に取り組んでいるため、制度が活用されていない。
- ・プレゼン発表や成果報告会への参加があるため、団体にとって申請のハードルが高い。
- ・財政的支援ではなく、行政との関わりや活動場所の協力等のみを求められるケースがある。



現行制度の「自由テーマ型」を残しつつ、新たに「連携支援型」を創設（R5～）

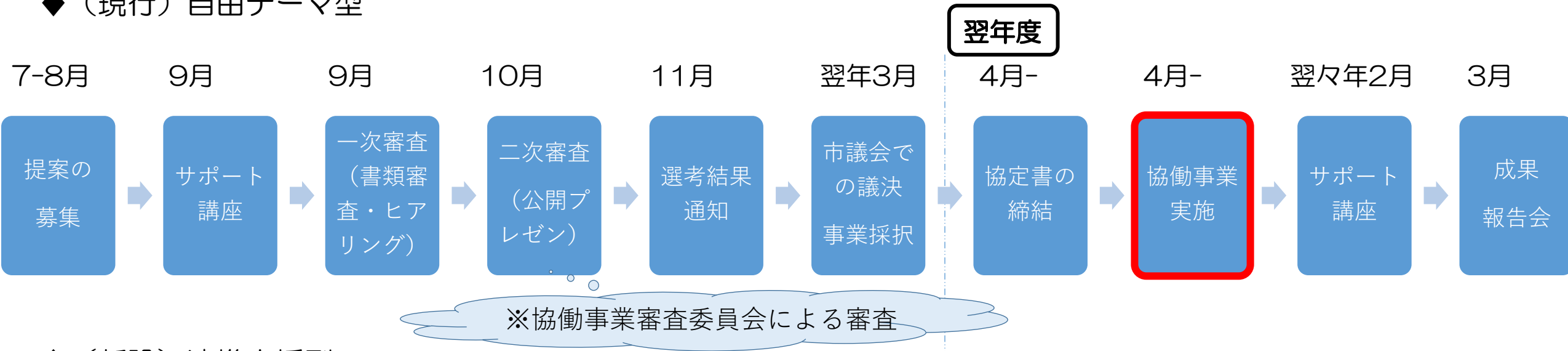


〈新制度の概要・メリット〉

- ・団体が財政的支援を必要としていない場合においても提案可能、行政との関わりや活動場所の協力等が得られる。
- ・随時、書面により申請が可能。原則、プレゼン発表は不要（ただし、提案内容に応じて協働事業審査委員会によるヒアリング等を行う）であり、成果報告会への参加も任意であるため、「自由テーマ型」に比べて申請のハードルが低い。

事業実施スケジュール

◆（現行）自由テーマ型



◆（新設）連携支援型

